

| 場所 | 工事区分 | | 京都市側 A工事(本体工事施工) | 運営事業者側 C工事(運営事業者による施工) | 注意事項 | |
|---------------------------------|------------------|--|---|--|---|--|
| | 共通事項 | | <p>本体工事以降の各部仕上、設備工事は運営事業者側の工事となっていますので、(注意事項)を参照いただいた上で、関係法令に準拠し工事をお願いします。 また、工事完了後は、建築基準法及び消防法等に基づき、工事完了検査を受検し、各種検査済証を受領してください。 なお、各種手続きに係る全ての費用は負担下さい。</p> <p>その他、各種使用手続き(通信etc)についても、運営事業者にて行ってください。</p> | | | |
| グ ッ ズ シ ョ ッ プ | 建 築 工 事 | 各 部 仕 上 げ | 床 | ショップ:フローリングC 床点検口、床吹出金物あり | 別途必要とする床仕上げ | |
| | | | 壁 | 周囲間仕切り壁(区画形成)のみ 東面 RC打ち放し 西面 ガラス | 各部内装間仕切壁および仕上げ | |
| | | | 間仕切り壁 | なし | | |
| | | | 間仕切り手摺 | 廊下部にあり | | |
| | | | 天井 | RC打ち放しLCL仕上+設備用パネル(金属製) | | |
| | | 家具・什器備品 | なし | カウンター、陳列棚、壁面陳列棚、家具・什器備品全て | 1. 床吹き出し口があるため、東面コンクリート壁付近に陳列棚を設置する場合、空調が機能するような配置としてください。 | |
| | | 液晶ディスプレイ、映像システム | なし | | | |
| | | | | | | |
| | 電 灯 設 備 | ベ ー ス 照 明 一 般 コ ン セ ン ト | ベース照明、一般コンセント9箇所程度 | | 1. 床面にはコンセントは増設できません。 | |
| | | | 可動器具 (スポットライト等) | なし | テナント工事に伴う必要な機器類 | |
| | | | 非常照明・誘導灯 | テナント工事前段階での法令上必要な機器類 | 間仕切り増設工事に伴う法令上必要な追加器具類 | 1. 本体工事以降の各部仕上、間仕切り変更・追加を行った場合は、法令上必要な非常照明器具等の機器を追加設置してください。 |
| | | 空調設備 | 空調室外機電源3φ3W 150A, 空調室内機電源1φ200V | | | |
| | | 構内交換設備・情報通信設備 | 各1箇所 | | 1. 地中引込のため、MDFまでの引込を美術館でまとめて行う予定です。 | |
| | | 放送設備 | 非常放送・館内放送 | BGM放送 | 1. BGM放送設備を用意される場合、BGM放送中でも非常放送が確認できるようにして下さい。 2. BGM放送の想定箇所への配管はA工事、カッドルーはA工事、BGMアンプの電源はA工事 | |
| | | 自火報設備 | テナント工事前段階での法令上必要な機器類 | 間仕切り増設工事に伴う法令上必要な追加器具類 | 1. 本体工事以降の各部仕上、間仕切り変更・追加を行った場合は、法令上必要な感知器等の機器を追加設置してください。 | |
| | | デジタルサイネージ、プロジェクター | なし | | | |
| | | その他 | | | | |
| | | 機 械 設 備 工 事 | 空調換気設備 | 全工事(空調機、空調配管(冷媒・ドレン)、換気ファン、ダクト、制気口) | | 1. 換気は中央にて外調機で行います。 |
| | 給排水衛生設備 | | 給排水パネ設置 | 給排水パネから機器まで | | |
| | | | | | | |